

岡山市立岡山中央中学校PTA 施行細則

【第一章 費用】

第1条 本会に要する費用は、会則第15条に基づき、次の収入をもってあてる。

- 1 会費は、本校職員・生徒ひとりあたり月額 500円
- 2 入会金 1,000円
- 3 寄付金、その他の収益金

第2条 費用は総会において議決された予算にもとづいて支出する。ただし、やむを得るときは、流用することができる。

第3条 本会の予算は、会長・副会長・総務部で作成し、総会にて承認をうけるものとする。

【第二章 常任評議員会・評議員会】

第4条 常任評議員会は、次の事項を協議するとともに、評議員会および総会で決定した事項の処理執行にあたる。

- 1 各部会が作成した職務分掌並びに事業計画
- 2 PTA主催事業並びに関連事業の連携
- 3 その他、緊急もしくは特命事項

【第三章 総務部・専門部】

第5条 専門部は、互選により、部長（1名）・副部長（若干名）・幹事（若干名）、その他必要な担当者を選出する。

第6条 専門部の担当者の職務は次の通りとする。

- 1 部長は、各部を統率し、総会で決定された事項の執行の任にあたる。
- 2 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務の代理をする。
- 3 幹事は部会会議の設営、議事録作成、その他関連資料の整理並びに保管を行う。

第7条 各専門部の職務分掌は、各部会で作成し、評議員会で協議され、総会において決定するものとする。

【第四章 付則】

第8条 この細則は、平成11年4月1日からこれを実施する。

この会則は、平成26年5月7日に一部改訂する。

この会則は、平成27年5月12日に一部改訂する。

この会則は、平成28年5月9日に一部改訂する。